

1-6. 視界アシスタント（FVA）情報に関する要件について（UN-R125）

- 適用範囲
 - 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）
- 概要
 - 「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則（第125号）」の改訂が、令和3年11月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
 - 前面ガラス面上等に投影される運転者による認知を支援する視界アシスタント（FVA: Field of Vision Assistant）情報については、運転者の視野の遮蔽を最小化することが求められることから、以下の運転に関連する情報に限って表示を認めること等を規定する。
 - 表示してよい運転に関連するFVA情報
 - ・ 危険な交通状況の警告及び注意喚起（例：右左折時等の対向交通等）
 - ・ 交通弱者に対する警告及び注意喚起（例：歩行者、自転車等）
 - ・ 周囲環境との距離維持のための情報（例：速度制限の変化、車線変更支援等）
 - ・ 適切な道路交通に関する情報（例：横断歩道の注意喚起、ナビ情報等）
 - その他の要件
 - ・ 運転者による光度調節が可能なこと、簡単な操作でオフできること
 - ・ パーキングシフト及びブレーキが解除されるまでの間又は前面ガラスの一定下部領域には、運転に関連しないFVA情報を表示してもよいこと



図 FVA情報のイメージ

- 改正時期（予定）： 令和4年6月下旬
- 適用時期（予定）： 新 型 車：令和5年9月
継続生産車：令和6年9月